

○学校法人筑紫女学園個人情報保護規程施行細則

平成21年3月31日

規程第5号

最近改正 令和4年5月26日

(趣旨)

第1条 この細則は、学校法人筑紫女学園個人情報保護規程（平成21年程第4号。以下「保護規程」という。）第18条の規定に基づき、所属の具体的運用に関し必要な事項を定める。

(第三者からの提供に係る確認事項)

第1条の2 保護規程第6条の2第1項に規定する別に定める確認すべき事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 当該第三者の氏名及び住所又は法人の場合は名称、住所及び代表者
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

(第三者からの提供に係る記録の作成)

第1条の3 前条に規定する確認を行い、個人データの提供を受けたときは、管理者は、次の各号に掲げる事項についての記録を作成しなければならない。（規程第6条第6項各号における場合を除く。）ただし、当該個人データ提供に関して作成された契約書等に記載されているときは、当該契約書等で代替可能とする。

- (1) 前条各号に規定する事項
- (2) 情報主体の同意を得ている旨。なお、情報主体が未成年者であれば、当該保護者の同意も得なければならない。ただし、第5号に規定する事項に該当する場合は省略することができる。
- (3) 当該個人データによって識別される情報主体の氏名その他情報主体を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目
- (5) 情報主体が容易に知り得る状態であるとともに、個人情報保護委員会（内閣府外局）へ届けられている場合（以下「オプトアウト」という。）は、個人情報保護委員会による公表がされている旨
- (6) 前号の規定により個人データの提供を受けた場合は、提供を受けた年月日

2 前項各号に規定する記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を

受けたとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。

3 第1項各号に規定する事項について、既に同一の内容が記録されている場合は、当該事項の記録を省略することができる。

4 第1項に規定する記録は、作成した日から3年間保存しなければならない。

(個人データの共同利用)

第2条 保護規程第8条に規定する特定の組織とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 保護者会組織

(2) 同窓会組織

2 保護規程第8条に規定する別に定める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。

(1) 個人データを共同利用する旨

(2) 共同利用する者の利用目的

(3) 共同利用する個人データの項目

(4) 共同利用する者の範囲

(5) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

3 共同利用する場合は、当該個人情報の適正な取扱いを担保するために、第1項に掲げる組織に対し、その利用の目的若しくは方法に必要な制限を付し、又は本学園の個人情報保護の水準と同等の措置を講ずることを求めるものとする。

(契約書等の明記事項)

第2条の2 保護規程第8条の2第3項に規定する契約の締結の際に、明記すべき個人情報の保護に必要な事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。

(1) 個人情報の機密保持に関する事項

(2) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供禁止に関する事項

(3) 再委託の禁止に関する事項

(4) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項

(5) 提供資料の返還義務に関する事項

(6) 事故発生時における報告義務に関する事項

(7) 前各号に掲げる事項に違反又は怠った場合の損害賠償義務に関する事項

(8) 前各号に掲げる事項のほか、管理者が個人情報の保護に必要と判断した事項

(第三者への提供における同意の特例事項)

第2条の3 保護規程第8条の3第2項に規定する別に定める事項とは、次の各号に掲げる

事項をあらかじめ情報主体に通知し、又はオプトアウトによる場合をいう。

- (1) 学園の名称、住所、理事長の氏名
- (2) 提供を利用目的とすること。
- (3) 提供する個人データの項目
- (4) 提供される個人データの取得の方法
- (5) 提供の方法
- (6) 情報主体の求めがあった場合、当該情報主体の個人データを第三者に提供することを停止すること。
- (7) 前号に規定する求めを受け付ける方法
- (8) 提供される個人データの更新の方法
- (9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

3 前項の規定は、次に掲げる事項については、適用しない。

- (1) 要配慮個人情報
- (2) 偽りその他不正の手段により取得された個人データ
- (3) 他の個人情報取扱事業者からオプトアウト規定により提供された個人データ（その全部又は一部を複製・加工したものを含む。）
（第三者への提供に係る記録の作成）

第2条の4 個人データを第三者に提供するときは、管理者は、次の各号に掲げる事項の記録を作成しなければならない（規程第6条第6項各号における場合を除く。）。ただし、当該個人データ提供に関して作成された契約書等に記載されているときは、当該契約書等で代替可能とする。

- (1) 情報主体の同意を得ている旨。なお、情報主体が未成年者であれば、当該保護者の同意も得なければならない。ただし、前条に規定する事項に該当する場合は省略することができる。
- (2) 当該第三者の氏名及び住所又は法人の場合は名称、住所及び代表者
- (3) 当該個人データによって識別される情報主体の氏名その他情報主体を特定するに足る事項
- (4) 当該個人データの項目
- (5) 前条の規定により個人データを提供する場合は、提供をした年月日

2 前項各号に規定する記録は、第三者に個人データの提供をする都度、速やかに作成しなければならない。ただし、第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供をした

とき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。

3 第1項各号に規定する事項について、既に同一の内容が記録されている場合は、当該事項の記録を省略することができる。

4 第1項に規定する記録は、作成した日から3年間保存しなければならない。

5 本人は、第1項の記録について、開示を請求することができる。請求手続き及び開示方法については第5条及び第6条の規定を準用する。

(安全確保の措置)

第3条 保護規程第9条第1項及び第10条第2項に規定する個人データの安全保護のために講じる必要な措置には次の各号に掲げる事項を含む。

(1) 机上、コンピュータ画面上への個人情報の放置の禁止

(2) 空室にする際の個人情報保管場所の確実な施錠

(3) ID及びパスワードの設定等によるデータベースへのアクセス制限の管理徹底

(通知請求手続)

第3条の2 保護規程第11条の3第1項に規定する利用目的の通知請求は、個人情報(利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除・利用の停止・第三者への提供の停止)請求書(様式第1号。以下「個人情報請求書」という。)に必要事項を記入し、提出することにより行う。

(通知請求の棄却)

第3条の3 保護規程第11条の3第2項のただし書きに定める利用目的を通知しないことに正当な理由があると認められる場合とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 保護規程第6条第6項第1号又は第2号の規定による場合

(2) 保護規程第11条の2第1号の規定により、保有個人データの利用目的が明らかな場合

2 保護規程第11条の3第2項に規定する利用目的の通知に係る結果の通知は、個人情報開示等可否決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)を発行することにより行う。

第4条 削除

(開示請求手続)

第5条 保護規程第12条第1項に規定する開示請求は、個人情報請求書に必要事項を記入し、提出することにより行う。

(開示の方法)

第6条 保護規程第12条第3項に規定する開示は、以下の各号に定める方法のうち、本人が請求した方法により行う。

- (1) 電磁的記録の提供による方法
 - (2) 書面の交付による方法
 - (3) その他学園が適当と認める方法
- (開示請求の棄却)

第7条 保護規程第12条第2項のただし書きに定める開示しないことに正当な理由があると認められる個人データとは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 保護規程第6条第6項第1号又は第2号の規定による場合
- (2) 情報主体の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であつて、開示をすることにより、当該指導、評価、選考等に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- (3) 開示をすることにより、本学園の業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるもの
- (4) 所定の証明書の交付等によって開示に代えることができるもの

2 保護規程第12条第2項に規定する開示請求に係る結果の通知は、決定通知書を発行することにより行う。

(訂正、追加又は削除請求手続)

第8条 保護規程第13条第1項に規定する訂正、追加又は削除請求は、個人情報請求書に必要事項を記入し、提出することにより行う。

(訂正、追加又は削除請求の結果の通知)

第9条 保護規程第13条第2項に規定する訂正、追加又は削除請求に係る結果の通知は、決定通知書を発行することにより行う。

(消去、利用の停止又は第三者への提供の停止請求手続)

第9条の2 保護規程第13条の2第1項に規定する消去、利用の停止又は第三者への提供の停止請求は、個人情報請求書に必要事項を記入し、提出することにより行う。

(消去、利用の停止又は第三者への提供の停止請求の結果の通知)

第9条の3 保護規程第13条の2第2項に規定する利用の停止又は第三者への提供の停止請求に係る結果の通知は決定通知書を発行することにより行う。

(不服申立て手続)

第10条 保護規程第14条に規定する不服の申立ては、不服申立書(様式第3号)に必要事項を記入し、提出することにより行う。

2 管理責任者は、不服申立てによる審議、決定に際し必要があると認めた場合は、申立人又は申立人から請求を受けた管理者に対し、意見を聴くことができる。

3 審議結果の通知は、不服申立書に関する回答書（様式第4号）を発行することにより行う。

（委任）

第11条 この細則に定めるもののほか、管理責任者は、その業務遂行上の特性にかんがみ業務の円滑な遂行のため、個人情報の保護に関し必要な事項を定めることができる。

（改廃）

第12条 この細則の改廃は、学園個人情報保護委員会の議を経て常任理事会が行う。

附 則

この細則は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年11月10日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附 則

この細則は、令和4(2022)年5月26日から施行し、令和4(2022)年4月1日から適用する。

様式第1号

<p>個人情報(利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除・利用の停止・ 第三者への提供の停止)請求書</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>個人情報管理者 様</p> <p style="text-align: right;">所属 請求者氏名 住所 TEL</p> <p>個人情報保護規程第12条第1項及び第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
請求区分	<input type="checkbox"/> 利用目的の通知 <input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 第三者への提供の停止		
利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除・利用の停止・第三者への提供の停止しようとする自己に関する個人情報の記録事項 (自己に関する個人情報を特定するために必要な事項を具体的記入のこと)			
請求の理由			
訂正又は削除する内容			
本人確認	<input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 教職員身分証明書 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他()		
処理事項			受 付 印

※太枠内は、当該部署記入欄のため、記入しないでください。

様式第2号

個人情報開示等可否決定通知書	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
所属	様
個人情報管理者 氏名 印	
平成〇〇年〇〇月〇〇日に請求のありました、自己に関する個人情報の〔利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除・利用の停止・第三者への提供の停止〕について、下記のとおり決定いたしましたので個人情報保護規程第11条の3第2項(第12条第2項・第13条第2項)の規定に基づき、通知いたします。 なお、この決定に不服がある場合は、直ちに個人情報保護委員会に不服申立を行うことができます。	
記	
自己に関する個人情報	
決定事項	<input type="radio"/> 応じる <input type="radio"/> 一部応じる <input type="radio"/> 応じない
請求の一部に応じる理由	
請求に応じられない理由	

様式第4号

不服申立書に関する回答書	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
所属	様
個人情報管理責任者 印	
個人情報保護規程第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり不服申立書に対する回答をいたします。	
記	
決定事項	○ 応じる ○ 応じない
不服申立てに応じる場合の連絡事項	
不服申立てに応じられない理由	

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号